

相模原市職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

相模原市長 加山俊夫

相模原市条例第8号

相模原市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第8項及び第38条の6の規定に基づき、職員(法第38条の2第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)の退職管理について必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者(同条第1項に規定する再就職者をいう。)のうち、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、法第38条の2第8項の規定により、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織(同条第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織をいう。)若しくは議会の事務局の職員又はこれらに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務(同項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の5年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。))であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いているも

の及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、法第38条の6第2項の規定により、離職後2年間、営利企業(法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に当該営利企業以外の法人その他の団体又は当該営利企業の名称及び地位その他人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(届出事項の変更)

第4条 前条の規定により届け出た者は、離職後2年以内に当該届出に係る事項に変更があった場合は、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(任命権者の報告)

第5条 前2条の規定による届出を受けた任命権者(市長を除く。)は、毎年6月10日までに、その年の前年の6月1日からその年の5月31日までの間に当該届出を受けた事項について、市長に対し報告しなければならない。

(再就職状況の公表)

第6条 市長は、法第38条の6第1項に規定する措置として、毎年6月末日までに、前条の規定による報告を取りまとめ、人事委員会規則で定める事項を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

(1) 相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法

(2) インターネットを利用する方法

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定は、この条例の施行の日の前日以後に離職した職員であった者に

ついて適用する。